# 競技本部　公益財団法人全日本スキー連盟　マスターズスキー競技会実施要領

平成 25 年 7 月 10 日制定
平成 27 年 6 月 19 日改正
平成 28 年 6 月 29 日改正
平成 29 年 6 月 28 日改正
令和 3 年 10 月 15 日改正
令和 4 年 10 月 22 日改訂

## １　趣旨

1,1　全日本スキー選手権大会開催規程に基づく全日本マスターズスキー選手権大会及び他のマスターズスキー競技会は、生涯スポーツとしてスキーの普及と発展を目指し、本実施要領により運営する。

1,2　本実施要領に掲げるマスターズスキー競技会ルールは（公財）全日本スキー連盟（以下 SAJ）が公認する全てのマスターズスキー競技会の運営に適用し、この実施要領にない競技規則は、国際スキー連盟（以下 FIS）が定める国際競技規則（ICR）とその関連規則及び、FIS マスターズルール（アルペン）の最新版が適用される。

1.3　FIS 公認競技会は、組別や用具等、全て FIS マスターズルールに従って運営する。

## ２　参加資格

2.1　当該年度の SAJ 会員登録及び競技者登録が完了し、SAJ 競技者登録番号を取得していなければならない。

2.2　競技年の 12 月 31 日までに満 30 歳以上でなければならない。

2.3　健康診断を受け、健康である者でなければならない。

2.4　スポーツ傷害保険、またはそれに準ずる保険に加入していなければならない（ICR212 参照）

2.5　全日本マスターズ選手権大会参加者は、都道府県スキー連盟が推薦した者でなければならない。

## ３　組別及びグループ

3.1　マスターズスキー競技会の年齢は、開催年の１月１日を起算日とする。組別は５歳刻みとしグループは３グループとする。

3.2　A グループは、男子 30 歳代、35 歳代、40 歳代、45 歳代、50 歳代、55 歳代の各組とする。

3.3　B グループは、男子 60 歳代、65 歳代、70 歳代、75 歳代、80 歳代、85 歳代、90 歳以上の各組とする。

3.4　C グループは女子 30 歳代、35 歳代、40 歳代、45 歳代、50 歳代、55 歳代、60 歳代、65 歳代、70 歳代、75 歳代、80 歳代、85 歳代、90 歳以上の各組とする。

## ４　参加人数

4.1　全日本マスターズスキー選手権大会の参加人数は次の人数とする。

4.2　アルペン競技の各都道府県参加人数は各組とも 10 名以内とし、大会開催都道府県は各組 15 名以内を原則とする。

ただし、参加申込者数が大幅に増加し、運営困難と認められる場合は、開催都道府県枠、或は日程を変更できる。

また、参加者が極めて少ない場合は、開催都道府県は参加枠 15 名を超えることができる。

4.3　クロスカントリー競技の参加人数は制限しない。

## ５　競技種目

5.1　マスターズスキー大会の競技種目は次の種目とする。

5.2　全日本マスターズ選手権大会アルペン競技種目は、男女ともジャイアントスラロームとする。

5.3　前項以外の SAJ 公認マスターズスキー競技会（B 級）アルペン競技種目は、男女ともスラローム・ジャイアントスラロームとする。

5.4　全日本マスターズ選手権大会クロスカントリー競技種目は、男子 30 歳から 74 歳までの各組と女子 30 歳から 59 歳までの各組は５Km、男子 70 歳以上と女子 60 歳以上の各組は３Km とし、テクニックはそれぞれクラシカルとフリーとする。

5.5　前項以外の SAJ 公認マスターズスキー競技会（B 級）クロスカントリー競技種目は、全日本マスターズ選手権大会に準ずる。

## ６　競技方法

6.1　SAJ 公認のマスターズスキー競技会は、本実施要領により実施しなければならない。

6.2　全日本マスターズ選手権大会ジャイアントスラロームは、１日１回の滑走を２日間に渡って実施し１戦、２戦について、それぞれの成績を決める。

6.3　前項２以外の SAJ 公認マスターズスキー競技会（B 級）ジャイアントスラローム及びスラロームは、当該大会の規定による。

6.4　全日本マスターズ選手権大会クロスカントリー競技は、５km、３km ともクラシカルとフリーのそれぞれのテクニックで１戦ずつ実施するものとする。

6.5　前項以外の SAJ 公認マスターズスキー競技会（B 級）のクロスカントリー競技は、当該大会の規定による。

## ７　使用コース

アルペン、クロスカントリーともに SAJ 公認競技施設で開催されることを原則とする。クロスカントリーについては 7.2.1 条の要件を満たせば未公認のコースでも開催できる。

7.1 アルペン競技

競技者の年齢が 30 歳から 90 歳以上と年齢幅の広い競技会であるので、競技コースの選定にあたっては、次の点を考慮しなければならない。

　A グループに関しては、日頃の練習の成果が十分発揮できるコースで、安全にも十分配慮しなければならない。

B グループと C グループについては、特に安全に配慮したコースでなければならない。

その他については、FIS マスターズルール（アルペン）の、B.Ⅱ）MA31）を参照のこと。

7.1.1　ジャイアントスラローム

7.1.1.1　SAJ 公認マスターズスキー競技会において一回の滑走で勝敗を決める場合は下記の標高差が望ましい。

　A グループ：標高差 250-350m

　B・C グループ：標高差 200-300m
　規定の最低標高差に満たないコースを使用する場合には、二回の滑走で勝敗を決めることが望ましい。但し、全日本マスターズスキー選手権大会は上記の通りとする。

7.1.1.2　コース幅は、40m以上にするべきであるが、ラインや地形的な条件により40m以下の幅でも安全を確認できれば認めることが出来る。

7.1.1.3　競技途中にコース内に溝や岩が出た場合は、内側のポールを設置しなおすことを勧める。その際、１m以上内側に設置してはならない。基本的な滑走ラインは変更されないので、追加のインスペクションは行わないものとする。

このことは、チームキャプテン・ミーティングにおいて周知徹底し、了解を得ておかなければならない。

7.1.1.4　旗門数は、FIS ルール（ICR 901.2.4）に準拠することが望ましい。

7.1.2　スラローム

7.1.2.1　標高差は、全てのカテゴリーにおいて、最低120mから最高180mとする。カテゴリーA と B・C は違うコースを設定するように考慮しなければならない。

7.1.2.2　コースは、選手が適正且つ正確なターンとスピードを一体化することができるように設定され、しかもあらゆる回転技術を最大限に試すようなコースでなければならない。また、フィニッシュ近くには難しい旗門はセットしないなど、最優先事項として選手の安全面を考慮しなければならない。

7.1.2.3　旗門数は、FIS ルール（ICR 801.2.4）に準拠することが望ましい。

7.2　クロスカントリー競技
生涯スポーツとしてのクロスカントリースキーであることを考え、マスターズ競技として難易度を緩和し、参加者の増加と普及を目的としたコースとする。全カテゴリーにて同一コースを使用することが多いため、急な登り坂、急な下り坂、また、選手同士が近づき過ぎてお互いに恐怖感を感じるようなコースは避けなければならない。

7.2.1　クロスカントリーコース
公認コースを使わず、コースの難易度を緩和したコース設定をする場合、SAJ の推奨するコース基準は、下記のとおりである(以下、カッコ内はルールで規定されている内容)

―　コースの３分の１は登りとする。標高差10m以上、傾斜６%から18%（傾斜９%から18%）とし、若干の18%を超える登りを設定しても良い。

―　コースの３分の１は標高差９m以下の小さな起伏地と平坦地とする。

―　コースの３分の１は標高差10mから30m以下の下りとする。

＜参考＞小さな下り：標高差30m以内、大きな下り：標高差30mを超える下り

7.2.1.1　コース長２km、３km、５km の中から地形や会場の状況に合わせて何 km コースにするかを決め設定する。５km 競技は安全面を考え、一度会場に戻る方式が望ましい。例えば、２km コース＋３km コース＝５km など。

7.2.1.2　標高差（ＨＤ）

―　２km：50m以下(2,5km 以下のコースは50mを超えてはならない)

―　３km：50m以下(65mを超えてはならない)

―　５km：70m以下(100mを超えてはならない)を、推奨する。

7.2.1.3　極限登高値（MC）

―　２km：30m以下(30-50m)

―　３km：30m以下(30-65m)

— ５km：40m以下(30-80m)を、推奨する。

7.2.1.4　合計登高値（TC）

— ２km：75m以下(75-105m)

— ３km：100m以下(100-135m)

— ５km：165m以下(150-210m)を、推奨する。

7.2.1.5　コース幅は、６m以上が望ましい（C カテゴリーを適用）

7.2.1.6　下りは、標高差 30mを超える大きな下りや急なカーブは極力避ける。

7.3　コースの点検

7.3.1　全日本マスターズスキー選手権大会を開催する加盟団体は、開催場所としてのコースの点検を行い、本連盟のマスターズ委員会の承認を必要とする。

7.3.2　使用コース承認のため調査する必要があると認められる場合は、開催地の要請により該当種目のマスターズ委員、又は該当種目の施設調査委員をコース調査委員として派遣する。

7.3.3　調査に要する費用は、申請者の負担とする。

## ８　安全面

競技者の健康と安全を第一に考え、悪天候、雪のコンディション、コースの準備状況、または進行中の競技において視界が悪い等により危険が伴う場合は、ジュリーは競技の続行、中断、キャンセルの判断を行わなければならない。

8.1　アルペン競技は、スキーストッパーの装置及びクラッシュヘルメット（ジャイアントスラロームに於いては、FIS ステッカー[RH2013]対応）を着用しなければならない。

## ９　スタート順

9.1　アルペン競技

9.1.1　A・B・C グループの全ての競技が同一コースで行われる場合は、第１戦・第２戦とも原則として C、B、A のグループ順とし、それぞれの組内で SAJ マスターズポイントを採用する。

9.1.2　複数のコースで実施するときも、前項に準ずる。但し、状況によっては変更することが出来る。

9.1.3　グループ内のスタート順は、年齢の高い組から順にスタートするものとする。

9.1.4　前項 9.1.1～9.1.3 は、２本レースの際の２本目にも適用するものとする。

9.1.5　全日本マスターズスキー選手権においては、第１戦・第２戦ともに、各組 SAJ マスターズポイントの上位５名を第１シードとし、スタート順はドローにより決める。第２シード以下のスタート順はポイントの良い順とし、その後はポイントなし競技者のスタート順をドローにより決める。但し、気象状況等を判断し、選手の安全を確保するためにジュリーは各組のスタート順を変更することができる。

9.2　クロスカントリー競技

スタート順の決定は、競技規則最新版に準じて行うことが基本であるが、全日本マスターズスキー選手権大会のスタート順は、下りでの転倒接触の防止等の安全上の配慮を最優先し、各グループ間、各組間、各組内のスタート順は、全て年齢の若い順にスタートするものとする。B 級公認大会もこれに準ずる。

## １０　SAJ マスターズポイント

10.1　アルペン競技

10.1.1　SAJ 公認マスターズスキー競技会に参加した選手は失格者、棄権者を除き全員がポイント取得の対象者となる。

10.1.2　SAJ マスターズポイントリストの発行回数は、シーズン開始前までに SAJ 競技データバンクにて公開される。全日本マスターズ選手権大会は、当該有効ポイントを採用する。

10.1.3　ポイントの計算期間は、毎年 11 月 15 日に始まり、翌年４月 15 日に終わる。

10.1.4　ポイントの対象となる期間においては、成績が悪いため競技者が本連盟のランキングを失うことはない。

10.1.5　本連盟に公認された競技会は、アルペン競技会公認規程第１条第１項の規定を満たすものであればポイント計算の対象となる。

10.1.6　ポイントリスト No. １（基本ポイントリスト）に記載されている評点を基本ポイントとし、評価期間中は１つの成績とみなされる。評価期間中は基本ポイントも含めた成績のベスト２の平均が評価される。例えば、全ての種目に対して、競技者が評価期間中に基本ポイントより良い成績を取れば、その成績と基本ポイントの平均が評価される。基本ポイントより２つの良い成績を得れば、これらの２つの成績の平均が評価される。評価期間の終わりには、基本ポイントリストは無効となり、実際に取得した成績のベスト２が SAJ マスターズポイントとして採用される。

10.1.7　ポイントの算出は各カテゴリー（A,B,C）に分けて行い、年齢別に行う必要はない。各カテゴリーの一番早い選手は０ポイントとして計算される。最終的に A と B で１つの SAJ マスターズポイントリストが作成され、C は C で SAJ マスターズポイントリストが作成される。

10.1.8　ミニマムポイントは以下のとおりとする。

①A 級大会 全日本マスターズスキー選手権大会　０点

②B 級大会　SAJ 公認マスターズスキー競技会（B 級大会）のミニマムポイントは、有効マスターズポイントリストの５位のポイントとし小数点以下は切り捨てる。

10.2　クロスカントリー競技

10.2.1　クロスカントリーのマスターズポイントの計算は、アルペンに準じて行う。評価期間中は基本ポイントも含めた成績のベスト２の平均が評価される。評価期間の終わりに実際に取得したポイントが１つしかない場合、ダブルﾟナルィを適用する。

10.2.2　前項以外については、アルペン競技と同じ方式で SAJ マスターズポイントリストを作成する。（アルペン競技 10.1.1～10.1.8 を参照のこと）

## １１　競技用品

アルペン競技においては、最新版 FIS マスターズルール（アルペン）による。但し、レーシングスーツ（ワンピース）は ICR606.2 の適用外とする。クロスカントリー競技は最新版 FIS 競技用品規格に記載されている内容を推奨する。(SAJ データバンク HP に掲載)

## １２　公式成績

12.1　アルペン競技

公式成績は SAJ アルペン技術・運営ハンドブックに基づいて所定の送付先に送付しなければならない。尚、公式記録についてはレース終了後直ちに SAJ 競技データバンク宛（taikai@saj-data.jp）に E-mail で電子データにより送付しなければならない。

12.2　クロスカントリー競技

公式成績はSAJクロスカントリー業務運営マニュアルに基づいて所定の送付先に送付しなければならない。尚、公式記録についてはレース終了後直ちにSAJ競技データバンクへ電子データにより送付しなければならない。(ｱﾄﾞﾚｽ：taikai@saj-data.jp)

## １３　競技の中止・延期

SAJ公認マスターズスキー競技会組織委員会は、雪不足などの不可抗力によって大会開催が不可能と判断され中止或は日程変更を行う場合は、都道府県スキー連盟、SAJ事務局及びSAJ競技データバンクに出来るだけ早い時期に、連絡しなければならない。

## １４　技術代表派遣

14.1　アルペン競技

全日本マスターズスキー選手権大会の技術代表は、SAJマスターズ委員会で選考する。前記以外のSAJ公認マスターズ競技会の技術代表は、各ブロックで選考しSAJマスターズ担当者に報告しなければならない。尚、選考に当たっては大会開催県以外から選考することを原則とし、アルペン技術代表配置担当者と事前に協議しなければならない。

14.2　クロスカントリー競技

全日本マスターズスキー選手権大会及びSAJ公認マスターズ競技会の技術代表は、SAJマスターズ委員会で選考する。クロスカントリー技術代表配置担当者と事前に協議しなければならない。

## １５　ワックスルーム

大会組織委員会が参加選手に宿泊施設を斡旋する場合は、ワックスルームが用意されている宿泊施設を紹介しなければならない。

## １６　補足

ICRの改訂までの間に発生、または一部改訂される競技規則について、アルペンは「アルペン国際競技規則決定事項及び指導事項北半球版（Precisions and Instructions Edition : NorthernHemisphere)」を参照し、確認しなければならない。

クロスカントリーについては、当該年の「SAJｸﾛｽｶﾝﾄﾘｰ競技ルール変更点」の案内に従わなければならない。すべての競技ルールに関する情報は、「SAJ競技データバンク（https://saj-data.jp/)」に掲載されている。

FIS公認大会の開催申請をする加盟団体は、SAJマスターズ委員会の承認を得た後にSAJを通じてFISへ開催申請を提出する。マスターズ委員会はSAJアルペン部の協力承認を得ておかなければならない。